

山口県土地改良事業団体連合会定款

〔 昭和 33 年 3 月 15 日
農林省指令32農地第4422号 〕

改正

昭和33年 9月22日農林省指令33農地第3344号

昭和34年 8月22日農林省指令34農地第2294号

昭和37年 7月13日農林省指令37農地B第2306号

昭和41年 2月16日農林省指令40中構第3487号

昭和44年 4月30日農林省指令44中構第2010号(管)

昭和50年 6月21日農林省指令50中政第1322号(管)

昭和52年 7月 6日農林省指令52中政第1517号(管)

昭和54年 5月 1日農林水産省指令54中政第777号(管)

昭和60年 6月12日農林水産省指令60中政第682号(管)

昭和61年 5月 9日農林水産省指令61中政第556号(管)

平成 3年 5月21日農林水産省指令3中政第581号(管)

平成 4年 6月 3日農林水産省指令4中政第559号(管)

平成 5年 5月12日農林水産省指令5中政第495号(管)

平成 6年 5月25日農林水産省指令6中政第568号(管)

平成 7年 6月16日農林水産省指令7中政第747号(管)

平成11年 5月17日農林水産省指令11中政第504号(管)

平成13年 5月29日農林水産省指令13中計第168号(管)

平成15年 5月23日農林水産省指令15中計第160号

平成16年 8月11日農林水産省指令16中計第299号

平成18年 6月 1日農林水産省指令18中計第119号

平成21年 6月 3日農林水産省指令21中計第147号

平成30年 7月 2日農林水産省指令30中振第780号

令和 4年 6月27日農林水産省指令4中振第557号

令和 5年 6月 7日農林水産省指令5中振第668号

第1章 総則

(目的)

第1条 この会は、土地改良事業を行う者（国、県及び土地改良法第95条第1項の規定により土地改良事業を行う同法第3条に規定する資格を有する者を除く。以下同じ。）の協同組織により、土地改良事業の適切かつ効率的な運営を確保し、及びその共同の利益を増進することを目的とする。

(名称)

第2条 この会は、山口県土地改良事業団体連合会という。

(地区)

第3条 この会の地区は、山口県の区域とする。

(事業)

第4条 この会は、次に掲げる事業を行う。

- (1) 会員の行う土地改良事業（土地改良事業に附帯する事業を含む。以下同じ。）に関する技術的な指導その他の援助
- (2) 会員から委託を受けて行う土地改良事業の工事
- (3) 土地改良事業に関する教育及び情報の提供
- (4) 土地改良事業に関する調査及び研究

- (5) 国又は県の行う土地改良事業に対する協力
- (6) 農地の集団化の指導奨励
- (7) 前各号に掲げる事業のほか、第1条の目的を達成するため必要な事業
(事務所の所在地)

第5条 この会の事務所は、山口県山口市に置く。

(公告の方法)

第6条 この会の公告は、この会の掲示場に掲示し、かつ、必要があるときは、中国新聞に掲載して
する。

(会員に対する通知又は催告)

第7条 この会の会員に対してする通知又は催告は、会員名簿に記載したその住所(その者が別に通
知又は催告を受ける場所を指定してこの会に届け出たときは、その場所)にあててするものとす
る。

2 前項の通知又は催告は、この定款に期日の定めがある場合には、その期日までに到達するように
しなければならない。

第2章 会員

(会員の資格)

第8条 この会の会員たる資格を有する者は、この会の地区内において土地改良事業を行うものとす
る。

(会員加入申込等)

第9条 この会の会員となろうとする者は、加入申込書に次に掲げる書類を添付し、これをこの会に
提出しなければならない。

- (1) 加入についての総会(市町村にあつては、議会)の議事録
- (2) 代表者の氏名を記載した書面

2 この会は、前項の申込みを受けた場合において、その加入を承諾したときは、会員名簿に登載す
るとともに、その旨を書面で加入申込者に通知するものとする。

第10条 会員は、前条第1項第2号の書類の記載事項に変更があつたときは、遅滞なく、その旨を書面
でこの会に届け出なければならない。

(会員の脱退)

第11条 会員は、60日前までにその旨を書面でこの会に報告して脱退することができる。

2 会員は、次の理由によつて脱退する。

- (1) 会員たる資格の喪失
- (2) 解 散
- (3) 除 名

3 会員は、前項第1号又は第2号に該当するに至つたときは、遅滞なく、その旨を書面でこの会に届
け出なければならない。

(会員の除名)

第12条 会員が、次の各号の一に該当するときは、総会の議決を経て、これを除名することができ
る。この場合には、総会の会日から10日前までにその会員に対してその旨通知し、かつ総会におい
て弁明する機会を与えなければならない。

- (1) 賦課金の納入その他この会に対する義務の履行を怠つたとき。
- (2) 法令、法令に基づいてする行政庁の処分又はこの会の定款、若しくは規約に違反し、その他故
意又は重大な過失により、この会の信用を失わせるような行為をしたとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、その旨を、その理由を明らかにした書面で、その会員
に通知しなければならない。

第3章 経費の賦課及び財産

(経費の賦課)

第13条 この会は、毎事業年度、会員から一定額の一般賦課金を徴収する。

2 この会は、毎事業年度、会員の地区内で行われる土地改良事業について調査設計を行う場合、当該会員から当該調査設計に要した経費の一部を特別賦課金として徴収する。

3 この会は、毎事業年度、土地改良施設維持管理適正化事業及び農道台帳作成管理事業に要する経費に充てるため、一定の会員から、特別賦課金を徴収する。

4 この会は、毎事業年度、基幹水利施設管理技術者育成支援事業に要する経費に充てるため、一定の会員から、特別賦課金を徴収する。

5 前各項の賦課金の額の算出方法及び徴収の方法は、総会で定める。

第14条 すでに会員から徴収した賦課金は、その会員について前条の賦課金額の算定の基準となつた事項に変更があつても、返還しない。

第15条 この会は、会員が賦課金を納付期限までに完納しないときは、その期限後1日につき滞納金額の1000分の0.5に相当する金額を過怠金として徴収することができる。

(財産)

第16条 この会の財産を分けて、基本財産及び通常財産とする。

2 前項の基本財産の取得、管理及び処分等に関しては、規約で定める。

第17条 この会の財産は、この会の解散のときでなければ、会員に分配しないものとし、その処分の方法は総会でこれを定める。

第4章 役職員等

(役員の数)

第18条 この会に役員として、理事11人以上14人以内、監事2人又は3人を置く。

(役員を選任)

第19条 役員は、総会において選任された銓衡委員が推せんした者のうちから総会において選任する。

2 前条に規定する役員定数のうち、理事については8人以上、監事については2人以上は、会員を代表する者でなければならない。

3 第1項に規定する銓衡委員及び役員を選任方法については規約で定める。

(会長、副会長、専務理事及び常務理事)

第20条 理事は、会長1人、副会長2人を互選するものとする。

2 会長は、理事会の承認を経て、専務理事1人及び常務理事1人を選任することができる。

(会長の職務等)

第21条 会長は、この会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、あらかじめ会長の定めた順位に従い、会長に事故があるときは会長の職務を代理し、会長が欠員のときは、その職務を行う。

3 専務理事は、会長及び副会長を補佐して常時会務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときは、その職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときは、その職務を行う。

4 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐して常時業務を処理し、会長、副会長及び専務理事に事故があるときは、その職務を代理し、会長、副会長及び専務理事が欠員のときは、その職務を行う。

5 理事は、あらかじめ、理事会において定めた順位に従い、会長、副会長、専務理事及び常務理事に事故があるときはその職務を代理し、会長、副会長、専務理事及び常務理事が欠員のときは、そ

の職務を行う。

(監事の職務)

第22条 監事は、少なくとも毎事業年度2回、この会の財産並びに業務及び会計の状況を監査し、その結果につき、総会及び理事会に報告し、かつ意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総会の承認を受けるものとする。

(理事会)

第23条 次に掲げる事項は、理事をもつて構成する理事会の議決を経なければならない。ただし、緊急を要する場合であつて、理事会を招集するいとまがないときは、会長がこれを決することができる。この場合においては、会長は、次の理事会においてその旨を報告し、理事会の承認を求めるものとする。

- (1) 業務を執行するための方針に関する事項
- (2) 総会の招集及び総会に付議すべき事項
- (3) 役員旅費規程その他の規程の設定、変更又は廃止
- (4) 通常財産たる不動産の取得又は処分に関する事項
- (5) 参事の任免に関する事項
- (6) 前各号に掲げる事項のほか、理事会において必要と認めた事項

第24条 理事会は、会長が招集する。

2 理事会の議事は、理事の2分の1以上が出席し、出席した理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は理事会の議長となる。

4 理事会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長及び出席した理事2人がこれに署名及び押印するものとする。

(役員 of 義務)

第25条 役員は、法令、法令に基づいてする行政庁の処分、定款及び規約並びに総会の決議を遵守し、この会のため誠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員 of 任期)

第26条 役員 of 任期は2年とする。

2 補欠又は増員による役員 of 任期は、その前任者又は現任者の残任期間とする。

3 前項 of 補欠役員が役員 of 全員である場合には、同項 of 規定にかかわらずその任期は2年とする。

4 第1項 of 役員 of 任期は前任者 of 任期満了 of 翌日から起算するものとし、第2項及び第3項 of 補欠役員 of 任期は就任 of 日から起算するものとする。

(役員 of 失職)

第26条 of 2 第19条第1項 of 規定により選任された役員で会員を代表する者であるものが、当該会員を代表する者でなくなつたときは、その職を失う。ただし、次の総会まで任期を延長することができる。

(役員 of 報酬等)

第27条 役員 of 報酬については、総会で定める。

2 役員 of 旅費については、役員 of 旅費規程で定める。

(職員)

第28条 この会に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1人
- (2) 事務職員 若干人
- (3) 技術職員 若干人

2 必要があるときは、参事を置くことができる。

(職員 of 服務及び給与等)

第29条 職員は会長が任免する。

2 職員の服務、給与及び旅費については、職員就業規則、職員給与規程及び職員旅費規程で定める。

(職員の退職手当の支給)

第30条 この会は、職員が退職するときは、職員退職給与金支給規程の定めるところにより、これらの者に対し、退職手当を支給する。

2 退職手当給与金は毎事業年度積立てる。

(顧問、参与等)

第31条 この会の業務の運営を適切に行うため、必要があると認めるときは、顧問若干人、参与若干人を置くことができる。

2 顧問、参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

第5章 総会

(総会の招集)

第32条 会長は、毎事業年度1回2月又は3月通常総会を招集しなければならない。

2 会長は、理事会の決定があつたときは、臨時総会を招集しなければならない。

第33条 会長は、会員が、総会員の5分の1以上の同意を得、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して、総会の招集を請求したときは、その請求があつた日から20日以内に総会を招集しなければならない。

(監事による総会の招集)

第34条 会長の職務を行う者がいないとき、又は前条の規定による請求があつた場合において会長が正当の理由がないのに総会招集の手続きをしないときは、監事がこれを招集しなければならない。

(総会招集の通知)

第35条 総会を招集するには、その会日から5日前までに、会議の日時、場所及び目的を各会員に通知しなければならない。ただし、急施を要する場合には、その会日から3日前までに通知すればよい。

(総会の議決事項)

第36条 次に掲げる事項は、総会の議決を経なければならない。

- (1) 定款の変更
- (2) 規約の設定、変更又は廃止
- (3) 毎事業年度の事業計画及び収支予算の設定及び変更
- (4) 毎事業年度の事業報告書、貸借対照表、収支決算書及び財産目録の承認
- (5) 借入金額の限度並びに借入金の借入方法
- (6) 土地改良事業に関係のある団体への加入又は出資

(議決権及び選任権)

第37条 会員は、各々1個の議決権及び役員を選任権を有する。

2 会員は、第35条の規定によりあらかじめ、通知のあつた事項につき書面又は代理人をもつて議決権又は選任権を行うことができる。

3 前項の規定により議決権又は選任権を行う者は、出席者とみなす。

4 第2項の規定により会員が議決権又は役員を選任権を行わせようとする代理人は、他の会員でなければならない。

5 代理人は、4人以上の会員を代理することができない。

6 代理人は、代理権を証する書面をこの会に提出しなければならない。

(総会の議決方法等)

第38条 総会は、会員の半数以上が出席しなければ議事を開き、議決することができない。

2 総会を招集した場合において、会員の半数以上の出席がないときは、理事又は監事は、20日以内

に更に総会を招集しなければならない。この場合には、会員の半数以上の出席がなくても、議事を開き議決することができる。

第39条 総会においては、第35条の規定により、あらかじめ通知した事項に限って議決するものとする。ただし、第19条に規定する役員を選任及び第41条に規定する事項を除き、緊急を要する事項については、この限りでない。

第40条 総会の議事は、出席した会員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 議長は、総会で選任する。

3 議長は、会員として総会の議決に加わる権利を有しない。

(重要事項の議決)

第41条 次に掲げる事項は、会員の3分の2以上が出席し、その議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 会員の除名

(議事録)

第42条 総会の議事については、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事2人及び総会において選任した会員2人以上が、これに署名及び押印するものとする。

第6章 業務の執行及び会計

(事業年度)

第43条 この会の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(経費の支弁)

第44条 この会の経費は、会員に対する賦課金、事業収入その他の収入をもつて支弁する。

(出張所設置)

第45条 この会は、規約の定めるところにより、出張所を設けることができる。

(会員以外の者に対する事業)

第46条 この会は、会員の利用に差支えない限り、会員以外の者に対して第4条第1号又は第4号の事業を行うことがある。

(電磁的方法)

第47条 この定款の規定により、書面を交付することとされる通知その他の行為については、規約の定めるところにより、書面の交付に代えて、電磁的方法により行うことができるものとする。

2 この定款の規定により、作成又は保存を行う書面については、規約の定めるところにより、書面に代えて、電磁的記録により行うことができるものとする。

(実施に関する規約)

第48条 この定款に特別の定めあるものを除き、この会の業務の執行及び会計について必要な事項は、規約で定める。

附 則

この定款は、農林大臣の認可があった日（昭和33年3月15日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林大臣の認可があった日（昭和33年 9月22日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林大臣の認可があった日（昭和34年 8月22日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林大臣の認可があった日（昭和37年 7月13日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林大臣の認可があった日（昭和41年 2月16日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林大臣の認可があった日（昭和44年 4月30日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林大臣の認可があった日（昭和50年 6月21日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林大臣の認可があった日（昭和52年 7月 6日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（昭和54年 5月 1日）の所属する年度から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可のあった日（昭和60年 6月12日）から実施する。

附 則

- 1 この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（昭和61年 5月 9日）から実施する。
- 2 定款一部改正により増加した理事の任期は、第26条第1項の規定にかかわらず昭和63年 3月29日までとする。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成 3年 5月21日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成 4年 6月 3日）から実施する。

附 則

- 1 この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成 5年 5月12日）から実施する。
- 2 定款一部改正により増員した理事の任期は、第26条第1項の規定にかかわらず平成 6年 3月28日までとする。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成 6年 5月25日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成 7年 6月16日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成11年 5月17日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成13年 5月29日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成15年 5月23日）の所属する年度から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成16年 8月11日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成18年 6月 1日）から施行する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可があった日（平成21年 6月 3日）から実施する。ただし、この定款中第18条及び第19条の規定の変更は、現任役員任期満了その他の事由による次期総選任のときから実施するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則

- 1 この定款一部改正は、農林水産大臣の認可のあった日（平成30年 7月 2日）から実施する。
- 2 定款一部改正の申請にあたり、字句その他について、行政庁の助言または指示があった場合には、その趣旨を変えない範囲内において、その修正を会長に一任する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可のあった日（令和 4年 6月27日）から実施する。

附 則

この定款一部改正は、農林水産大臣の認可のあった日（令和 5年 6月 7日）から実施する。